

須崎市水道事業経営戦略

団 体 名	須 崎 市				
事 業 名	須崎市水道事業				
策 定 日	令 和	6	年	3	月
計 画 期 間	令 和	5	年度	～	令 和 14 年度

本市の水道事業は昭和2年からの給水開始以降、安全な水を安定して供給することを大きな目的とし、市民生活の根幹となるライフラインとして重要な役割を担ってきました。しかしながら、近年の国の施策、少子高齢化・環境問題などの経済社会的動向、災害の発生など水道を取り巻く環境は大きく変化しており、このような背景のもと、老朽化した水道施設の更新や、地震に備えるための耐震化対策、人口減少に伴う水需要の低迷による給水収益の減少などの課題も多く、今後の経営状況はさらに厳しくなることが予想されます。

そのため本市は、令和元年度に、将来にわたる安定的な事業を持続するため、令和10年度までの10箇年を計画期間として「須崎市水道事業経営戦略」を策定し、水道事業の経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組み、経営の健全化を図っています。

今回の中間見直しは、3～5年と定めている現在の計画のフォローアップとして実施するものですが、策定時より様々な情勢が変化し、新たに取り組むべき課題も出てきたことを踏まえ、当面の間優先すべき投資と財政計画を明確にすることを主眼において、計画を策定するものです。

1 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供 用 開 始 年 月 日	昭和2年6月1日	計 画 給 水 人 口	17,943 人
法 適（全 部・財 務） ・ 非 適 の 区 分	法適(全部)	現 在 給 水 人 口	17,943 人
		有 収 水 量 密 度	0.79 千m ³ /ha

② 施 設

水	源		■ 表流水 , □ダム , ■伏流水 , ■地下水 , □受水 , □その他		(複数選択可)
施 設 数	浄水場設置数	1	管 路 延 長	283	千m
	配水池設置数	23			
施 設 能 力	15,513 m³／日		施 設 利 用 率	55.25	%

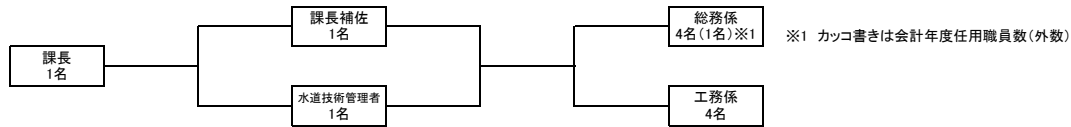
③ 料 金

料金体系の概要・考え方	本市の水道料金は、一般用や営業用などの用途別に区分し、それぞれ基本料金と従量料金(超過料金)を設定しています。なお、現行の料金体系は下表のとおりです。						
料金表 (税抜き)	用途	料金(1箇月につき)					
		基本料金		従量料金(1㎡につき)			
	一般用	メーターの口径	料金(円)	区分		水量	料金(円)
		13mm	1,250	第1段	口径20mm以下	10㎡を超え20㎡まで	125
		20mm				1㎡から20㎡まで	125
		25mm	2,650		第2段		20㎡を超え30㎡まで
		30mm				40mm	4,350
		50mm	9,200	第4段	50㎡を超えるもの	165	
		75mm	16,100				
		100mm	23,800				
		150mm	47,100				
		200mm	79,300				
	浴場用		1㎡につき				35
	臨時用		1㎡につき				600
	漁業用		1㎡につき				350
	※前項の表の規定にかかわらず、須崎市企業等誘致促進条例(平成13年須崎市条例第43号)第3条の規定に基づき指定された誘致企業者のうち、本市に事業所を新設した誘致企業者が工業の用に水道を使用する場合の料金については、当分の間1立方メートルにつき30円とする。ただし、規則で定める毎月の使用水量の上限を超過した水量は、一般用料金を適用するものとする。						
	【備考】1. 浴場用とは、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条の規定に基づく許可を受けた公衆浴場の営業用に水道を使用する場合をいう。 2. 臨時用とは、船舶の用又は臨時の用に水道を使用する場合をいう。 3. 漁業用とは、養殖魚等の消毒用として水道を使用する場合をいう。						
	料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成13年6月1日					

④ 組 織

本市の水道組織は、下記のとおり、課長、課長補佐、水道技術管理者と、総務係および工務係の2係体制となっており、職員11名（課長1名・課長補佐1名・水道技術管理者1名・係長2名・係員6名）で構成しています。また、課長・課長補佐を除く職員数は、事務職4名（平均年齢35歳）・技術職5名（平均年齢44歳）となっています。

【組織体制】※令和5年4月1日現在



（2）これまでの主な経営健全化の取組

① 速やかな未収金回収の徹底

平成13年度より水道料金滞納者に対する給水停止措置を行うことにより、速やかな未収金回収の徹底に努めています。令和元年度以降の実績は下記のとおりです。

【実績】

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給水停止件数	64	32	47	56	41

② ITやICTを活用した管路や施設の維持管理や業務の効率化

水道施設情報管理システム（GIS）や、水道施設広域監視サービス（WBC）を導入し、管路や施設の維持管理の効率化に努めています。また、水道料金システム等をクラウド化するなど、業務の効率化の取組みも行っています。令和5年度までに導入したシステムは下記のとおりです。

【導入実績】

（単位：千円）

システム名	導入年度	導入額
水道施設情報管理システム（GIS）	平成23年度	33,075
水道施設広域監視サービス（WBC）	平成26年度	89,351
スマホ検針システム	令和4年度	4,070
水道料金システム・企業会計システム（クラウド型）	令和4年度	550

③ 経営に関する各種計画の策定

水道施設更新計画をはじめとした各種計画を策定し、それに基づく経営を行い、経営基盤の強化に努めています。

【策定済みの計画】

計画名	策定年度
須崎市水道事業中長期経営計画	平成27年度
須崎市水道事業経営戦略	令和元年度
須崎市水安全計画	令和2・3年度
須崎市水道施設機械設備更新計画	令和3年度
須崎市水道事業業務継続計画（地震編）	令和5年度

④ 業務の民間委託

検針業務をはじめとした下記業務を委託し、民間の活力・技術を活かした業務改善と効率化を行っています。該当する委託業務は下記のとおりです。

【委託内容】

※令和4年度実績（単位：千円）

業務名	委託料
検針業務	10,990
水質検査業務	10,175
漏水調査業務	7,480
施設運転維持管理及び電気計装設備点検業務	26,950
水道水栓開閉栓及び水道施設維持管理補助業務	2,227

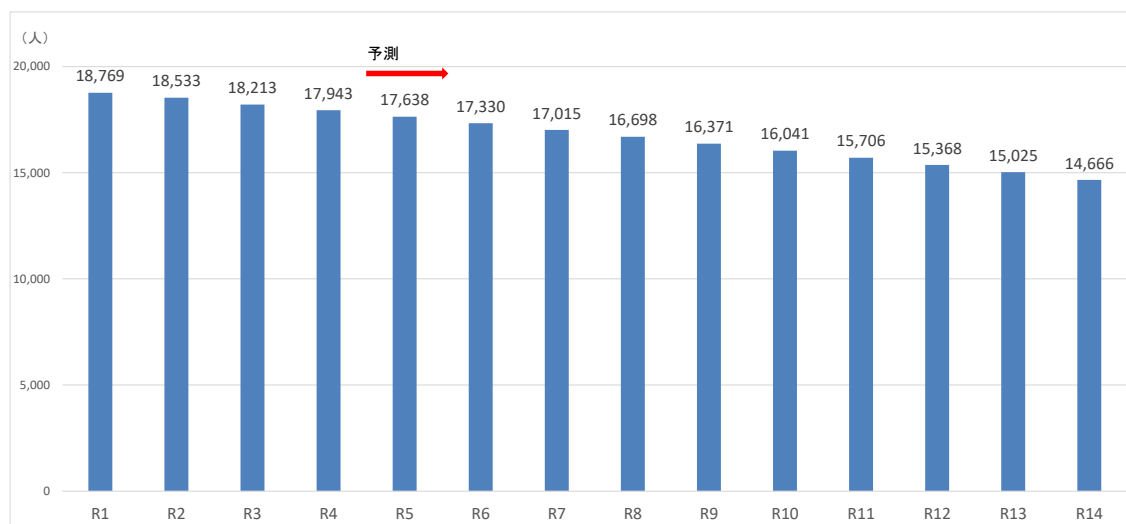
（3）経営比較分析表を活用した現状分析

経営比較分析表……別紙1のとおり

2. 将来の事業環境

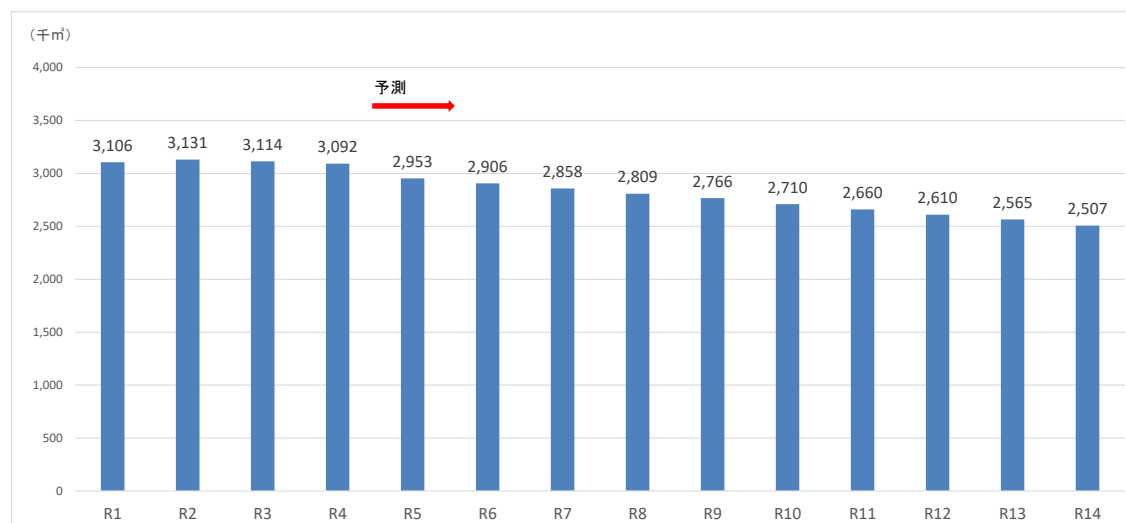
（1）給水人口の実績と予測

平成12年度に給水人口が約23,500人になった頃をピークに少子高齢化が進み、平成22年度には過疎地域に指定されるなど、本市の給水人口は年々減少しています。令和元年度に18,769人あった給水人口は、令和14年度には14,666人まで減少する見込みです。給水人口の予測については、給水区域内人口（人）に普及率（％）を乗じて算出した値を採用しています。



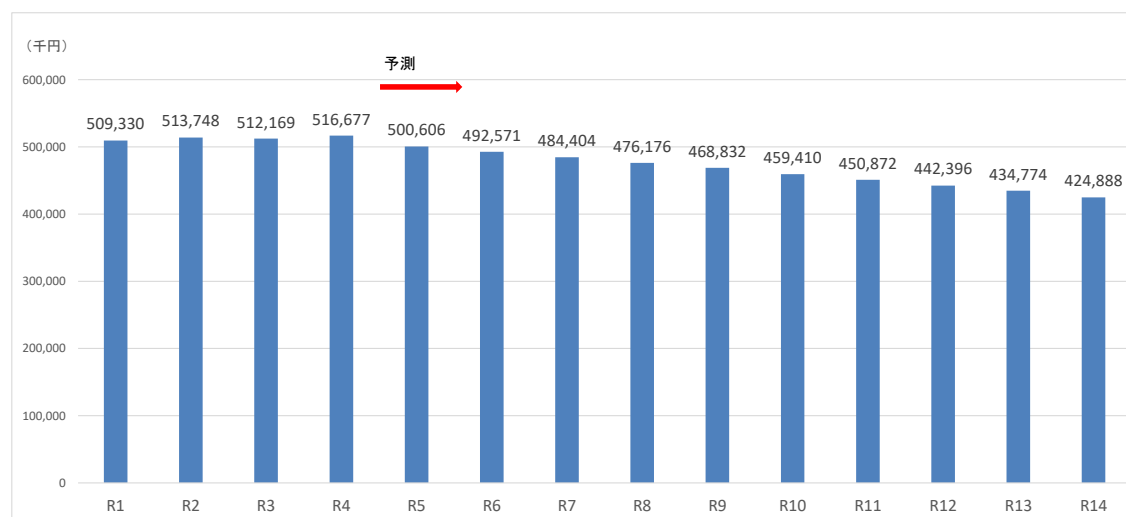
(2) 水需要の実績と予測

水需要(有収水量)については、給水人口の減少等に伴い今後も減少する見込みで、令和14年度には2,507千㎡になると想定しています。なお、有収水量の予測は、給水人口に1人1日当たり使用水量(ℓ)を乗じて算出した値を採用しています。



(3) 料金収入の実績と見通し

給水人口の減少に伴う水需要(有収水量)の低迷により、料金収入の減少傾向はさらに厳しくなるものと予想されます。令和2年度から令和4年度までの料金収入が一時的に増加傾向にあるのは、新型コロナウイルス感染症の影響により、家庭用の水量が増加したためと考えられます。なお、料金収入の予測は、給水量に直近の給水単価(円)を乗じて求めています。



(4) 組織の見直し

機構改革により、令和6年度から上下水道課となり、下水道事業担当の技術職員2名による下水道工務係(仮称)が新設されます。水道事業会計からは人件費の支弁がされないため、上水道組織の構成人数としては、今後も変更の予定はありません。

また、大きな課題として、水道事業の運営を維持していくうえでの人材の確保・育成が挙げられます。水道事業の広域化や民間事業者との連携による効率化を進めつつ、これらの課題についても継続的に検討していきます。

3. 経営の基本方針

「安全」、「強靱」、「持続」の3つの観点を、本経営戦略における経営の基本方針として、水道事業運営を行っていきます。

- 「安全」 安全で良質な水の確保に努めます。
安全・安心で、良質な水の供給を行うことができるよう適切な水質管理を行い、将来にわたって安定供給に努め、日常生活のライフラインとしての役割を担っていきます。
- 「強靱」 災害に強い水道施設を整備していきます。
地震や風水害等の自然災害に強い水道施設を整備するため、老朽化した施設の更新や耐震化等を計画的に行っていきます。
- 「持続」 水の安定供給と健全な経営を持続していきます。
健全で安定した水道事業を持続するため、経営の効率化や財政基盤の安定化を図り、技術基盤の確保に努めていきます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)

- ① 投資・財政計画(収支計画)
 - 収益的収支……別紙2-1のとおり
 - 資本的収支……別紙2-2のとおり
- ② 原価計算表……別紙3のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たった説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	1) 老朽化した施設・設備、管路の計画的な整備を行い、長寿命化及び耐震化を目的とした更新を進めます。また、安心で安全な水を供給するための投資計画を進めていきます。 2) 有収率85%以上を維持するための取組みを行います。
-----	---

1) 投資計画

施設、管路、設備の整備計画には、耐用年数や健全度、重要度を考慮して、効果的な整備・更新を行う必要があります。計画期間内においては、4施設のクリプトスポリジウム対策事業^{※1}を優先とし、他の事業については緊急度や優先順位を考慮して、過大投資とならないよう調整しています。
なお、計画期間内の整備・更新計画は下表のとおりです。

【整備・更新計画(令和5～14年度)】

(単位:千円)

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
施設(水道施設)	5,005	60,000	8,340	89,700	18,500	167,260	31,500	494,700	0	8,000
管路(水道本管)	206,349	111,476	196,286	148,600	192,600	148,600	158,606	109,000	162,827	158,004
設備(電気・機械)	113,003	65,705	42,067	43,500	51,543	71,514	51,495	37,781	48,014	44,333
計画事業費	324,357	237,181	246,693	281,800	262,643	387,374	241,601	641,481	210,842	210,337

※1 クリプトスポリジウム対策事業……クリプトスポリジウムとは、脊椎動物全般の消化管などに寄生する耐塩素性病原微生物(原虫)であり、飲食物や手指を介して経口感染します。感染すると下痢、腹痛、吐き気、嘔吐などの症状が、数日から2週間ほど続きます。感染しても症状が出ない場合もありますが、感染者の糞便から排出されることで、これが新たな感染源となります。現在のところ、高知県内での感染事例は確認されていませんが、もし、水源で確認された場合には取水することができなくなります。「高知県水道ビジョン」における重要施策として、クリプトスポリジウム対策等による浄水処理の適正化が位置付けられており、安全・安心な水を供給するために、「高知県水道クリプトスポリジウム等対策方針」に基づき、感染リスクレベル3、レベル4の4水源施設について対策事業を実施する必要があります。

2) 有収率85%以上の維持

有収率とは、給水量と有収水量の比率を指し、有収率の高低は水道事業に直接影響するため、高い数値で維持することが求められます。本市においては漏水調査を実施し、修繕を行うことで有収率向上に努めています。また修繕の際には耐震管を採用するなど、長寿命化対策も行っています。前計画では有収率82%を目標にしていたましたが、今後は目標を85%以上に変更し、これを維持するための取組みを行っていきます。

【有収率実績及び漏水調査委託実績と調査計画(令和10年度まで)】 ※令和10年度以降も同サイクルで実施します。

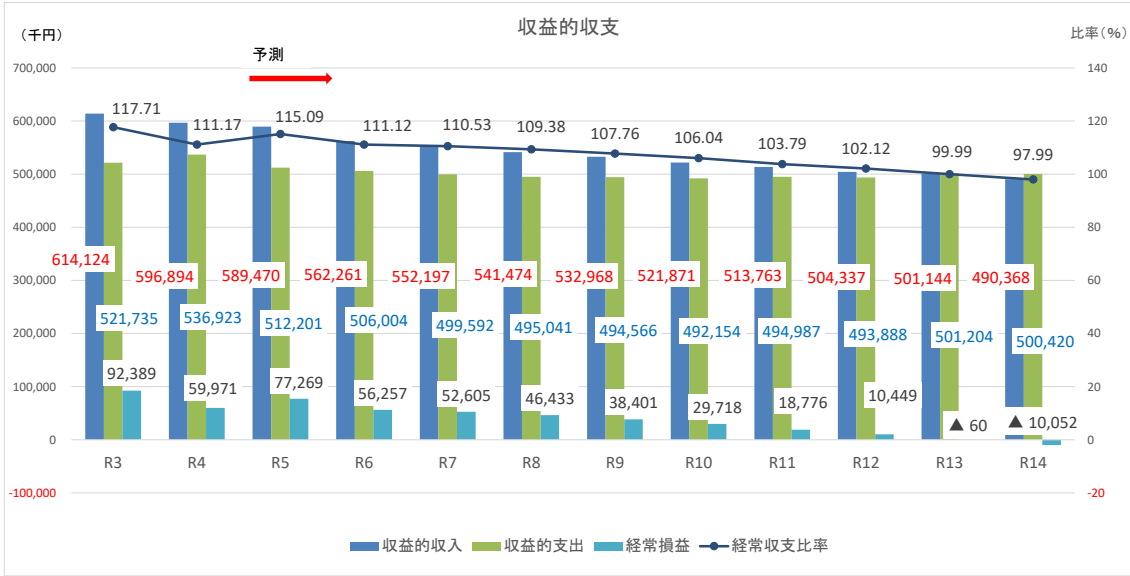
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度 (予定)	令和7年度 (予定)	令和8年度 (予定)	令和9年度 (予定)	令和10年度
有収率(%)	80.06	85.96	86.26	85.69	86.00	85.00	85.00	85.00	85.00	85.00
漏水調査委託料(千円)	7,315	5,830	5,060	7,480	5,830	5,150	7,600	5,950	5,250	7,750
調査距離(km)	75.2	46.2	48.2	75.2	46.2	50.0	80.0	48.0	50.0	80.0
給水戸数(戸)	5,760	4,390	4,130	5,760	4,390	4,150	5,750	4,400	4,150	5,750
調査地区	須崎 多ノ郷 浦ノ内	須崎 多ノ郷北部 南	須崎 吾桑 安和	須崎 多ノ郷 浦ノ内	須崎 多ノ郷北部 南	須崎 吾桑 安和	須崎 多ノ郷 浦ノ内	須崎 多ノ郷北部 南	須崎 吾桑 安和	須崎 多ノ郷 浦ノ内

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	1) 収支の黒字(経常収支比率100%以上)を継続し、収支均衡が図られることを基本とします。 2) 資金不足とならないよう、事業運営に必要な資金を確保します。 3) 将来世代への負担増とならないよう、企業債残高の増加を抑制します。
-----	---

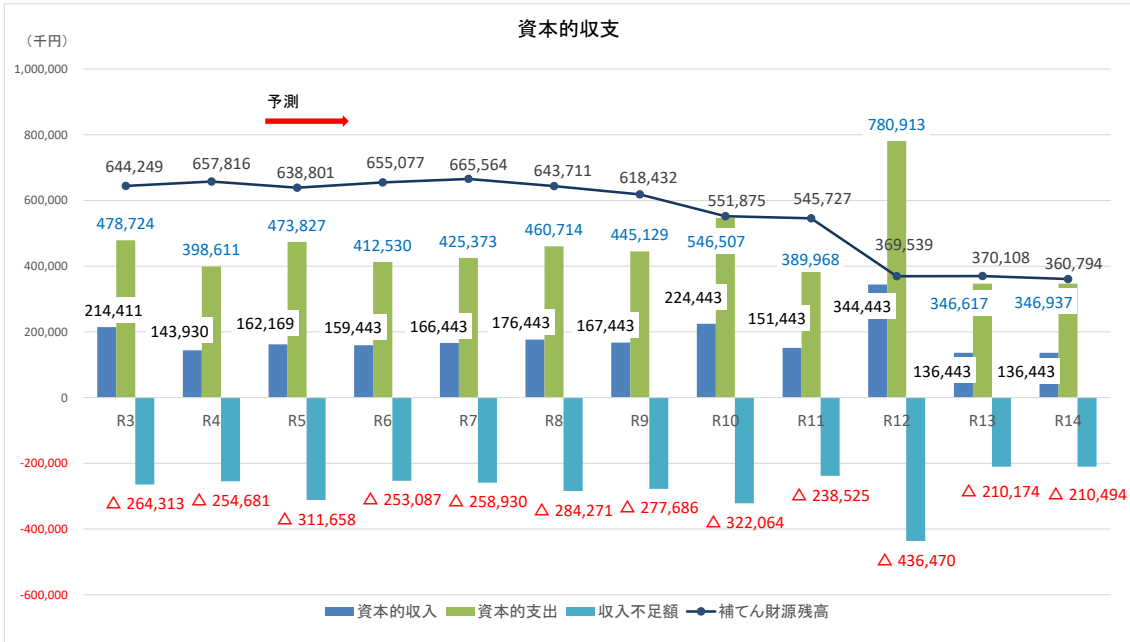
1) 収支の黒字(経常収支比率100%以上)を継続

経常収支比率とは、収益で費用がどの程度賄えているかを表すもので、100%以上が黒字であることを示しています。これを継続することは、施設整備の財源の確保や、企業債の償還金、資金を確保することにつながるため、水道事業の運営において重要な目標となります。しかしながら、2. 将来の事業環境で予測したように人口減少により料金収入は減少し、別紙2-1で示したとおり、令和13年度には赤字となって100%を下回る見込みです。収支の試算に関しては、より厳しい数値を採用していますが、今後の経営状況に応じて、本計画期間内に料金改定の検討を行わなければならないことが想定されます。



2) 必要な資金の確保

安定した水道事業を継続するためには、資金の確保が非常に重要となります。計画期間内では、整備・更新に約30億円を計上していますが、資本的収支の赤字分は補てん財源(留保資金)から充当しているため、その残高を一定確保する必要があります。しかし、令和13年度以降の収支が赤字となり、将来の投資のために残すべき資金が年々減少する見込みで、持続的な経営に支障が出てくるのが想定されます。そのため本市では、補てん財源となる収支が黒字であること、また、災害や突発的な状況に備えつつ安定経営を行うために、補てん財源残高を約5億円程度(給水収益1年分相当)確保できる資金計画とします。併せて、国などからの補助金・交付金の積極的な活用や、企業債の発行による資金の確保も行っていきます。

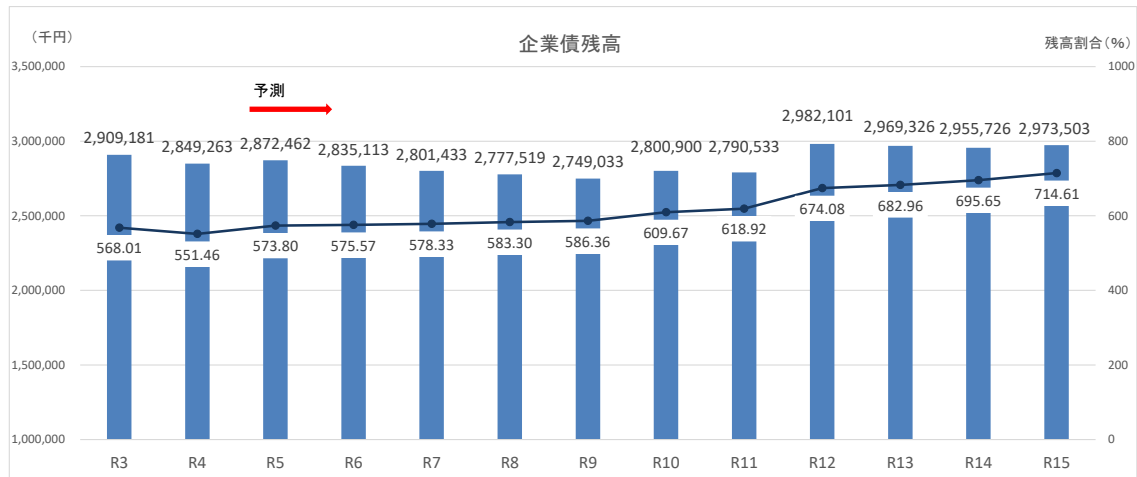


3) 企業債残高の増加の抑制

次世代にも安全で安心できる水を安定供給するために、整備や更新を継続して進めていく必要があります。そのためには、将来世代にも一定の負担を求めることも必要と考え、本市では、今後も資金確保の手段として企業債の発行を行っていきます。

給水収益の増加が見込めない状況から、給水収益に対する企業債残高割合は年々上昇していきますが、将来世代に過度な負担を強いることがないよう、企業債発行額とその残高について適切な管理をしていくことが必要となります。

そこで本市では、企業債残高を30億円以下に抑えるように、起債発行額の調整を行っていきます。併せて、企業債残高の増加を抑制するため、単年度における発行額が償還額を超えない範囲で行うようにするなど、投資に必要な財源を確保していきます。



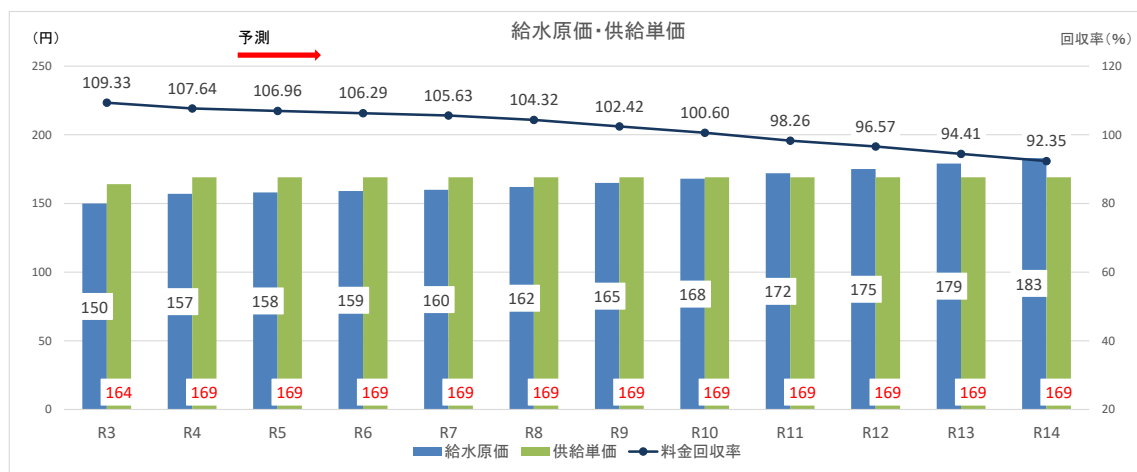
③料金に関するシミュレーション

②-1)で示したとおり、収益的収支の推計では、令和13年度に損益が赤字になる見通しから、今後の経営環境に応じた財源を確保するため、水道料金の改定についてシミュレーションを行いました。

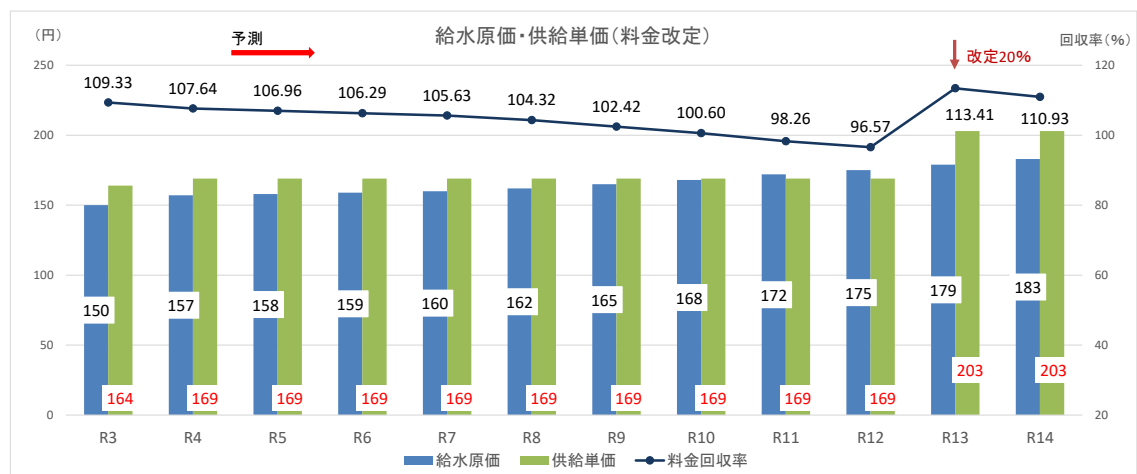
図表1は、①で示した整備・更新計画を反映させた試算となり、給水原価が徐々に上昇し、料金回収率も減少していく見込みです。この投資計画は、優先度や必要度に応じて過大投資とならないよう既に調整したもので、計画期間内において大きく変更する予定はないため、投資費用の抑制はこれ以上見込めません。また、経常費用についても可能な限りの経費削減に努めていますが、委託料をはじめとして費用が全体的に上昇傾向にあるため、現状では大きな削減の余地はあまりないと考えます。

図表2は、収支の黒字を維持するための必要額を料金に反映し、料金算定の基礎となる給水原価と供給単価について試算したものです。また図表3は、仮に20%増の料金改定をした場合の収支見込みとなります。収支赤字となる令和13年度に合わせて改定していますが、あくまでも推計によるものであるため、今後の実績を見ながら検討をしていきます。

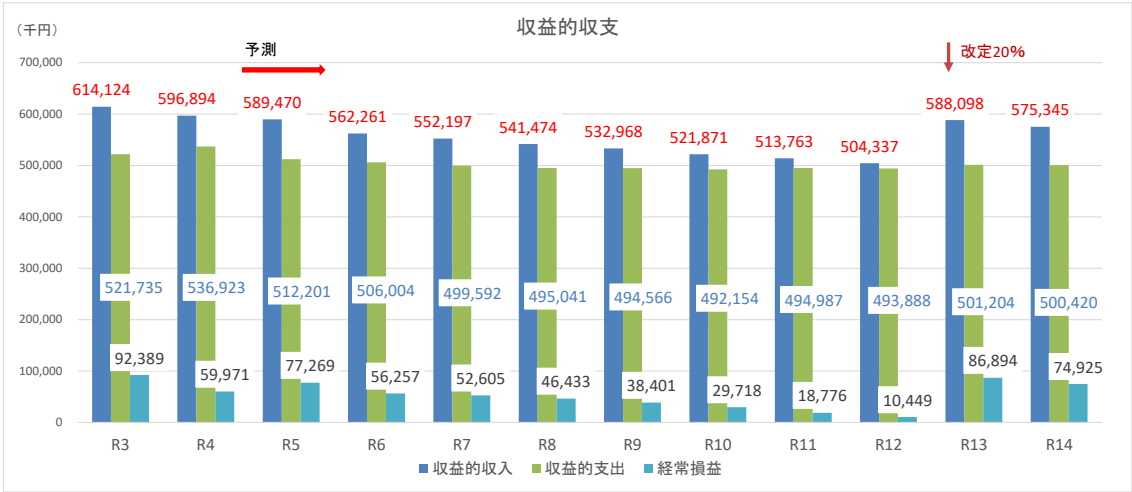
【図表1】



【図表2】



[図表3]



④ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については、以下のとおり算定しています。口

なお、最新年度の令和5年度は、決算見込値を採用しました。

算定方法	令和6年度予算値で将来一定としたもの	過去3年間平均値と過去5年間平均値の大きい方を採用したもの
項 目	・職員給与費 ・雑費 ・委託料 ・報償費	・動力費 ・修繕費 ・燃料費 ・備用品費 ・その他の項目 ・薬品費 ・材料費 ・光熱水費 ・通信運搬費

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	現在、「高知県水道広域化推進プラン」に基づき、県および他の水道事業体との会議等に参加し、広域化に向けた現状や課題の共有を行っています。今後も、業務の共同化・効率化など基盤強化につながる取組みを継続するとともに、長期的視点に立った事業統合等についても、他事業体と連携を深めながら検討していきます。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	「須崎市水道施設機械設備更新計画」に基づき、アセットマネジメント簡易支援ツールを効果的に活用しながら整備・更新を計画的に実施し、可能な限り平準化に努めていきます。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	施設更新時には、今後の水需要予測を踏まえ、安定供給の確保が可能な範囲で、施設の統廃合や規模の適正化等を検討していきます。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	更新投資費用の抑制とライフサイクルコストの低減を目的に、制御管理システムと給水施設管理台帳システムを併せたクラウド型システムを、平成26年度より段階的に導入しました。このシステムの導入により、投資費用の抑制だけでなく、効率的な業務遂行が可能となり、大きな効果が出ています。今後も、安定した水道事業運営を行うため、施設・設備の合理化について検討していきます。
そ の 他 の 取 組	人口衛星を用いた漏水調査や、スマートメーターの導入など、デジタル技術を活用した投資について検討していきます。また、市が「須崎市DX推進計画」を策定し、令和6年度より全庁的な取組を実施する予定となっており、効率化や利便性の向上を図るための取組みを連携して行っています。

② 財源について検討状況等

料 金	料金については、令和13年度に当年度純利益が赤字になり収支ギャップが生じる試算となったことから、計画期間内での料金改定の検討を行わなければならないことが想定されます。なお、改定の時期や改定率、料金体系等については、財務状況等を見極めながら継続的に検討していきます。原則として、水道料金収入による運営体制が構築できるよう、引き続き、市民生活への影響を配慮し理解を得ながら、適正かつ公平な負担となる料金体系を検討していきます。
企 業 債	財政上における負担の軽減と世代間の公平性を考慮し、企業債の償還により経営が圧迫することのないよう、計画的な起債発行を実施していきます。
繰 入 金	消火栓等に要する費用や市の政策等によるものについて、一般会計からの繰り入れの適正化を図っていきます。

資産の有効活用等(*2)による収入増加の取組	現在のところ、活用可能な規模の大きな遊休資産はありませんが、今後、余剰施設等が発生した場合には、売却や貸付等、資産の有効活用を検討していきます。 また、本市では「須崎市地球温暖化対策実行計画」に基づき、全庁的に温室効果ガス削減の取組みを進めています。電気自動車やハイブリット車の公用車購入の検討や、再生エネルギーの活用など、脱炭素・循環型社会の実現に向けた取組みを積極的に行っていきます。
その他の取組	納期内徴収率と納付方法の利便性の向上を目的として、スマホ決済等の導入について令和8年9月を目途に開始できるよう、準備を進めていきます。 また、国などの動向を注視しながら、補助金や交付金の積極的な活用を行うなど、財源確保に努めています。

*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委託料	近年の物価上昇を受け、委託料についても増加傾向にあり、業務改善や効率化という観点と、経費削減という観点との間にギャップが生じる形となっています。今後は、水道利用者へのサービス水準の維持向上を念頭に置き、両観点のギャップを解消するため、業務内容について更なる見直しと効果の検証を行っていきます。
修繕費	長寿命管を採用した管路の更新事業を計画的に進め、修繕費の削減に取り組んでいきます。また、管路の老朽化が進行している箇所については、漏水調査を重点的に行って修繕を行うなど効果的な取組みを進め、有収率の向上に努めていきます。
動力費	安定供給できることを最優先とし、より安価で、安全でクリーンな手法を検討していきます。
職員給与費	安定した事業運営のために必要な人員の配置を基本とし、今後も、民間委託や事務の効率化を継続して行っていきます。
その他の取組	各種費用に関して、より効率的で経済的な手法等を引き続き検討し、コスト削減に努めていきます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	毎年度の決算状況を反映し、PDCAサイクルによる進捗管理を行います。今回、当初策定から5年経過したことによる中間見直しを行った結果、本計画期間中に料金改定の検討を行う必要性が出てきたことから、次回の見直しは令和8年度までに行うこととします。またその際は、決算状況や今後の見通しなど、より精度を高めた試算を行ったうえで投資・財政計画を立て、料金改定時期や料金体系、改定率等について示すこととします。
---------------------	--

経営比較分析表（令和4年度決算）

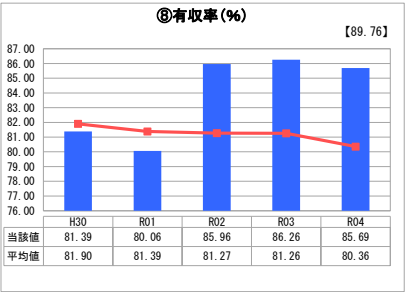
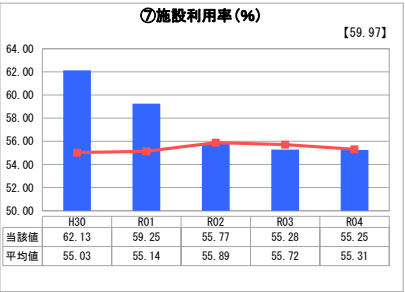
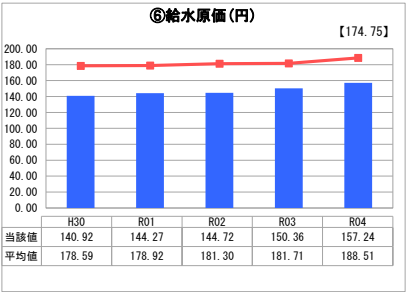
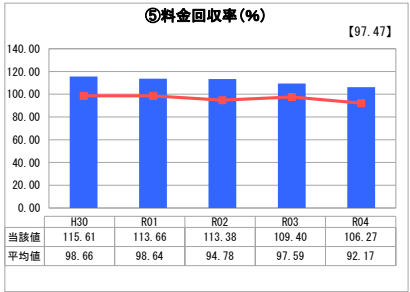
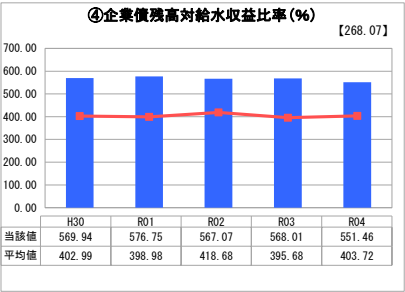
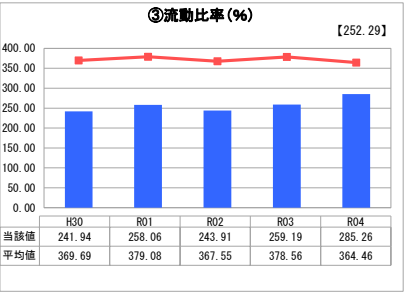
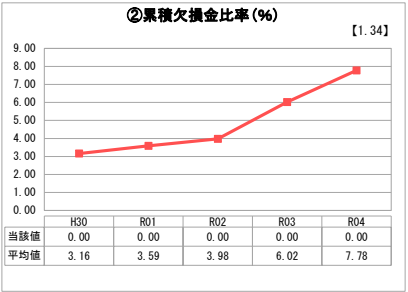
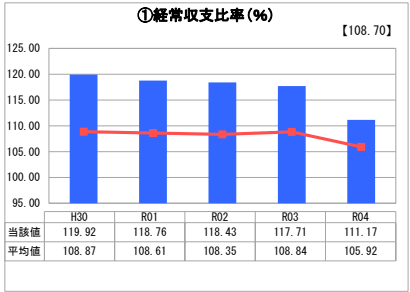
高知県 須崎市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末端給水事業	A6	自治体職員
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20㎡当たり家庭料金(円)	
-	48.90	90.24	2,750	

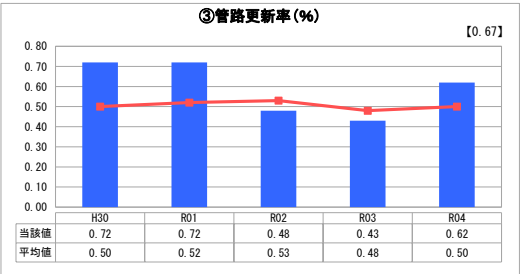
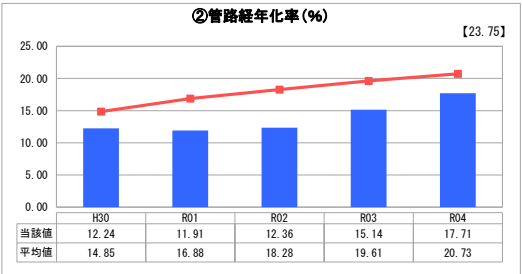
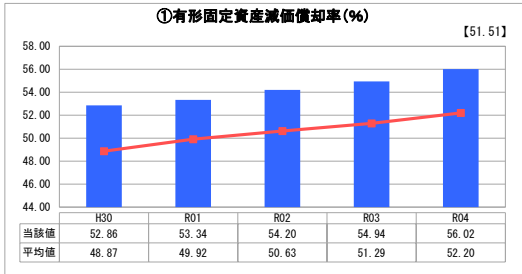
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
20,268	135.20	149.91
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
17,943	35.16	510.32

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
- ①経常収支比率…収益で費用をどの程度賄えているかを表す指標（基準：100%以上）。黒字を表す100%を超えているが、直近の指標は減少傾向にあり、少しずつ厳しい状況になってきている。
- ②累積欠損比率…複数年度において累積してきた損失を表す指標（基準：0%）。累積欠損金が発生しておらず、経営状況は健全であるといえる。
- ③流動比率…短期的な支払能力を表す指標（基準：100%以上で、望ましい数値は200%以上）。本市の指標は200%を超えており、概ね健全であるといえる。
- ④企業債残高対給水収益比率…企業債残高の規模を表す指標（基準：なし）。減少傾向にあるが、依然として類似団体の1.4倍ほどの数値となっており、将来に大きな負債を抱えている。
- ⑤料金回収率…給水費用が給水収益で賄えているかを表す指標（基準：100%）。本市は100%を超えているが減少傾向にあるため、100%を下回らないよう、将来的には適正な料金水準を検討する必要がある。
- ⑥給水原価…有収水量1㎡あたりの費用を表す指標（明確な基準なし）。類似団体より下回っているが、徐々に増加傾向にある。
- ⑦施設利用率…一日配水能力に対する一日平均配水量の割合で、施設の利用状況や適正規模を判断する指標（明確な基準なし）。僅かではあるが低下傾向にあるため、効率的に利用するための施設の統廃合や規模の適正化を検討していく必要がある。
- ⑧有収率…施設稼働が収益に反映されているかを表す指標（基準：100%に近いほど良い）。数値が低く、漏水等により給水量が収益に結びついていないことが考えられるが、類似団体よりは高い数値となっており、より高水準となるような取組が必要である。
2. 老朽化の状況について
- ①有形固定資産減価償却率…有形固定資産の老朽化度を表す指標。古い歴史をもつがゆえに類似団体及び全国平均より高く、また近年上昇傾向にあり、老朽化が進んでいる。
- ②管路経年化率…管路の老朽化度を表す指標。類似団体及び全国平均を下回ってはいるが、近年は大きく上昇してきており、老朽化が進んできている。
- ③管路更新率…管路更新ペースや状況を把握する指標。令和4年度に関しては類似団体平均を上回ったものの、今後の更新ペースを早める必要がある状況は続いているといえる。

全体総括

人口減少に伴い給水収益が減少傾向にあるなか、今後はさらに厳しい財政運営が予想される。

老朽施設の更新や耐震化などの施設整備においては多額の資金投資が必要となるため、企業債残高に留意しながら今後も財源の確保に努めていかなければならない。また、その整備にあたっては優先度を見極め、将来の状況を考慮したうえで計画的に進めていく必要がある。

区 分			年 度		R3	R4	R5	(単位:千円, %)						
			前々年度 (決 算)	前年度 (決 算)	本年度 (見 込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		512,688	519,070	501,317	494,976	486,809	478,581	471,237	461,815	453,277	444,801	437,179	427,293
		(1) 料 金 収 入	512,169	516,677	500,606	492,571	484,404	476,176	468,832	459,410	450,872	442,396	434,774	424,888
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	166	751	108	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
		(3) そ の 他	353	1,642	603	405	405	405	405	405	405	405	405	405
		2. 営 業 外 収 益	101,436	77,824	88,153	67,285	65,388	62,893	61,731	60,056	60,486	59,536	63,965	63,075
	(1) 補 助 金	他 会 計 補 助 金	44,145	23,787	38,161	20,750	20,750	20,750	20,750	20,750	20,750	20,750	20,750	20,750
		そ の 他 補 助 金	44,145	23,787	38,161	20,750	20,750	20,750	20,750	20,750	20,750	20,750	20,750	20,750
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	53,478	50,061	45,192	42,524	40,627	38,132	36,970	35,295	35,725	34,775	39,204	38,314
		(3) そ の 他	3,813	3,976	4,800	4,011	4,011	4,011	4,011	4,011	4,011	4,011	4,011	4,011
		収 入 計 (C)	614,124	596,894	589,470	562,261	552,197	541,474	532,968	521,871	513,763	504,337	501,144	490,368
収 益 的 支 出	1. 営 業 給 与 費 用 (D)		482,859	501,591	479,069	473,279	468,496	464,643	464,534	462,430	464,293	463,068	467,401	466,501
		(1) 職 員 給 与 費	94,064	80,173	96,900	78,134	78,134	78,134	78,134	78,134	78,134	78,134	78,134	78,134
		基 本 給 与 費	40,377	41,853	41,704	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860
		退 職 給 付 費	19,397	6,044	22,411	4,703	4,703	4,703	4,703	4,703	4,703	4,703	4,703	4,703
		そ の 他	34,290	32,276	32,785	33,571	33,571	33,571	33,571	33,571	33,571	33,571	33,571	33,571
	(2) 経 営 費 用	動 力 費	147,306	182,291	145,481	153,738	152,369	151,373	153,427	152,713	153,141	153,096	152,986	153,138
		修 繕 費	30,029	36,039	32,541	32,870	33,817	33,076	33,668	33,520	33,421	33,537	33,493	33,528
		材 料 費	19,015	29,670	19,001	24,115	25,610	24,713	25,284	25,345	25,337	25,322	25,335	25,346
		そ の 他	294	242	450	547	561	519	543	541	542	542	542	542
		97,968	116,340	93,489	96,206	92,382	93,064	93,931	93,307	93,840	93,695	93,617	93,722	
(3) 減 価 償 却 費 用	241,489	239,127	236,688	241,407	237,993	235,136	232,973	231,583	233,018	231,838	236,281	235,229		
2. 営 業 外 利 用 費		38,876	35,332	33,132	32,725	31,096	30,398	30,033	29,724	30,693	30,820	33,803	33,919	
	(1) 支 払 利 息	38,803	35,253	33,092	32,425	30,956	30,238	29,833	29,556	30,500	30,633	33,620	33,731	
	(2) そ の 他	73	79	40	300	140	160	200	168	193	187	183	188	
	支 出 計 (D)	521,735	536,923	512,201	506,004	499,592	495,041	494,566	492,154	494,987	493,888	501,204	500,420	
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)	92,389	59,971	77,269	56,257	52,605	46,433	38,401	29,718	18,776	10,449	△ 60	△ 10,052	
特 別 利 益 (F)		29	65	96										
特 別 損 失 (G)	570	191	242	728	387	452	523	466	512	500	493	502		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 570	△ 162	△ 177	△ 632	△ 387	△ 452	△ 523	△ 466	△ 512	△ 500	△ 493	△ 502		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	91,819	59,809	77,092	55,625	52,218	45,981	37,878	29,251	18,264	9,948	△ 553	△ 10,554		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)														
流 動 資 産 (J)	845,050	839,953	854,451	873,278	857,926	812,849	764,952	664,209	637,593	404,209	386,769	358,995		
流 動 負 債 (K)	う ち 未 収 金	30,620	27,025	27,020	30,418	29,210	29,697	29,775	29,625	29,940	29,881	29,859	29,893	
	う ち 建 設 改 良 費 分	185,517	172,702	175,349	178,680	178,914	182,486	159,133	148,367	139,432	135,775	136,600	140,223	
	う ち 一 時 借 入 金													
	う ち 未 払 金	126,951	108,002	108,003	108,002	118,896	127,678	122,879	154,066	117,623	217,593	109,934	109,808	
累 積 欠 損 金 比 率 ((I)/(A)-(B) ×100)														
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)														
営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)			512,522	518,319	501,209	492,976	484,809	476,581	469,237	459,815	451,277	442,801	435,179	425,293
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) ×100)														
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)														
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)														
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) ×100)														

投資・財政計画
(収支計画)

			R3	R4	R5									
年 度			前々年度	前年度	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
区 分			(決 算)	(決 算)	(見 込)									
資本的 収 入	資本的 収 入	1. 企 業 債	193,200	125,600	141,500	138,000	145,000	155,000	154,000	211,000	138,000	331,000	123,000	123,000
		うち 資 本 費 平 準 化 債												
		2. 他 会 計 出 資 金												
		3. 他 会 計 補 助 金												
		4. 他 会 計 負 担 金	2,211	2,684	3,443	3,443	3,443	3,443	3,443	3,443	3,443	3,443	3,443	3,443
		5. 他 会 計 借 入 金												
		6. 国(都道府県)補助金	19,000	15,646	17,226	18,000	18,000	18,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金												
		8. 工 事 負 担 金												
		9. そ の 他												
		計 (A)	214,411	143,930	162,169	159,443	166,443	176,443	167,443	224,443	151,443	344,443	136,443	136,443
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
		純 計 (A)-(B) (C)	214,411	143,930	162,169	159,443	166,443	176,443	167,443	224,443	151,443	344,443	136,443	136,443
	資本的 支 出	1. 建 設 改 良 費	279,772	213,094	324,357	237,181	246,693	281,800	262,643	387,374	241,601	641,481	210,842	210,337
		うち 職 員 給 与 費												
		2. 企 業 債 償 還 金	197,319	185,517	172,702	175,349	178,680	178,914	182,486	159,133	148,367	139,432	135,775	136,600
		3. 他会計長期借入返還金												
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金												
		5. そ の 他	1,633											
		計 (D)	478,724	398,611	497,059	412,530	425,373	460,714	445,129	546,507	389,968	780,913	346,617	346,937
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		264,313	254,681	334,890	253,087	258,930	284,271	277,686	322,064	238,525	436,470	210,174	210,494
	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	145,091	143,528	226,353	156,382	179,127	208,384	209,050	250,192	188,532	361,111	182,280	192,595
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	93,831	91,819	59,809	77,092	59,325	52,218	45,981	37,878	29,251	18,264	9,948	
		3. 繰 越 工 事 資 金												
		4. そ の 他	25,391	19,334	25,496	19,613	20,477	23,669	22,655	33,994	20,742	57,094	17,945	17,899
		計 (F)	264,313	254,681	311,658	253,087	258,930	284,271	277,686	322,064	238,525	436,470	210,174	210,494
	補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)				23,232									
	他 会 計 借 入 金 残 高 (G)													
	企 業 債 残 高 (H)		2,909,181	2,849,263	2,872,462	2,835,113	2,801,433	2,777,519	2,749,033	2,800,900	2,790,533	2,982,101	2,969,326	2,955,726

○他会計繰入金

年 度 区 分		前々年度 (決 算)	前年度 (決 算)	本年度 (見 込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
収 益 の 収 支 分		44,310	24,538	38,269	27,151	26,874	25,992	26,673	26,513	26,641	26,609	26,587	26,612
	うち 基 準 内 繰 入 金	30,461	24,538	20,938	27,151	26,874	25,992	26,673	26,513	26,641	26,609	26,587	26,612
	うち 基 準 外 繰 入 金	13,849		17,331									
資 本 の 収 支 分		2,211	2,684	3,443	3,443	3,443	3,443	3,443	3,443	3,443	3,443	3,443	3,443
	うち 基 準 内 繰 入 金	2,211	2,684	3,443	3,443	3,443	3,443	3,443	3,443	3,443	3,443	3,443	3,443
	うち 基 準 外 繰 入 金												
合 計		46,521	27,222	41,712	30,594	30,317	29,435	30,116	29,956	30,084	30,052	30,030	30,055

原価計算表

布設年月日

昭 和 2 年 6 月 1 日

給水人口

17,943人

計算期間

自 令和5年度 至 令和14年度
(10年間)

収 入 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	料金対象収支 (A)－(B)
料 金 (X)	千円 516,677	千円 463,493	千円	千円 463,493
給 水 装 置 工 事 費	751	1,811		1,811
そ の 他	79,466	65,682		65,682
合 計	596,894	530,986	0	530,986

支 出 の 部

項 目				金 額			
				最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	料金対象収支 (A)－(B)
源水及び 浄水費	人 件 費	基 本 給	千円 4,645	千円 4,659	千円 4,659		
		退 職 給 付 費	0	0	0		
		そ の 他	4,003	4,344	4,344		
	動 力 費	36,039	33,347	33,347			
	修 繕 費	4,266	5,485	5,485			
	材 料 費	0	0	0			
	そ の 他	36,188	29,823	29,823			
小 計			85,141	77,658	0	77,658	
配水及び 給水費	人 件 費	基 本 給	12,362	12,918		12,918	
		退 職 給 付 費	0	0		0	
		そ の 他	9,526	10,446		10,446	
	動 力 費	0	0		0		
	修 繕 費	22,340	17,843		17,843		
	材 料 費	242	533		533		
	そ の 他	56,681	41,253		41,253		
小 計			101,151	82,993	0	82,993	
総 係 費	人 件 費	基 本 給	24,846	22,467		22,467	
		退 職 給 付 費	6,044	6,473		6,473	
		そ の 他	18,747	18,703		18,703	
	動 力 費	0	0		0		
	修 繕 費	3,064	1,213		1,213		
	材 料 費	0	0		0		
	そ の 他	23,471	22,650		22,650		
小 計			76,172	71,506	0	71,506	
減 価 償 却 費			239,127	235,215		235,215	
支 払 利 息			35,253	31,458		31,458	
そ の 他			79	176		176	
小 計			274,459	266,849	0	266,849	
合 計 (Y)			536,923	499,006	0	499,006	

資 産 維 持 費 (Z)

143,213

料 金 対 象 経 費 (Y) + (Z)

642,219

(X)÷((Y)+(Z))*100=

72.17

<料金水準についての説明>

料金収入が対象経費を下回っているため、本期間内において料金水準の見直しが必要と考えられます。
見直しにあたっては、経費削減の取組を引き続き実施したうえで、実績を見ながら検討していきます。